

第7章 計画達成に向けて

必要に応じ計画見直しを行うなど、効率的かつ効果的に耐震化を促進

本計画では、災害応急活動に必要な建築物の耐震化を優先的に促進するものとし、耐震改修促進法第14条に掲げる特定既存耐震不適格建築物（旧特定建築物のうち新耐震基準に満たないもの）のうち、これまで、特に多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物である公共建築物の耐震化を重点的に進めてきた結果、これらの公共建築物については、概ね平成26年度までに耐震改修が実施されました。

しかし、民間の特定既存耐震不適格建築物については、未だ耐震改修が必要な建築物が多く残っており、所管行政庁が特定既存耐震不適格建築物台帳により耐震化の進捗状況を定期的に確認しながら、第2次計画の完了年次である平成32年度を目標に、引き続き耐震化の促進を図っていきます。

住宅については、各年度の耐震診断事業や耐震改修費補助事業の実績や、住宅・土地統計調査の集計を参考に、耐震診断や耐震改修の進捗状況の確認を行うとともに、旧基準建築物の所有者等に対し、広報や回覧、ホームページ等の間接的な補助制度の案内に加え、継続的に直接意向調査や補助制度の案内を行い、耐震化を図ります。

また、愛知県では、耐震診断や耐震改修の進捗状況の確認について、所管行政庁や市町村及び公共施設管理者等との連絡・協議体制を利用して年度ごとに行うものとされています。特に「愛知県建築物耐震改修促進計画」において、計画の中間に進捗状況の確認を行うとともに、他の関連計画や統計調査等との照査を行い、本計画の目標や指導の方針を検討し、必要に応じて適切に見直したうえで耐震化の促進を図ることとされています。

豊明市は、第2次計画の中間に、計画及び事業の進捗状況や社会情勢を勘案するとともに、「愛知県建築物耐震改修促進計画」の進捗状況を踏まえ、計画内容を検証し、必要に応じて計画を見直すことで、効率的かつ効果的な耐震化の促進を図ります。

《本計画策定の経緯》

平成 26 年 3 月 31 日	豊明市耐震改修促進計画の一部改定
7 月 28 日	第1回豊明市耐震改修促進計画策定作業部会
12 月 5 日	第2回豊明市耐震改修促進計画策定作業部会
平成 27 年 1 月 6 日	第3回豊明市耐震改修促進計画策定作業部会
1 月 20 日	第4回豊明市耐震改修促進計画策定作業部会

《策定作業部会構成員》

- ・都市計画課長
- ・企画政策課政策推進担当係長
- ・総務課管財調達担当係長
- ・財政課財政担当係長
- ・税務課家屋担当係長
- ・総務防災課防災担当係長
- ・土木課管理担当係長
- ・消防総務課予防担当係長

（事務局：都市計画課）